

学習用具等の持ち運びへの配慮について

令和5年1月 北海道教育庁学校教育局義務教育課

各学校においては、学習用具等の持ち運びについて、地域や児童生徒の実態を踏まえ、様々な配慮を行っていただいているところです。

北海道教育委員会では、平成30年12月に学習用具等の持ち運びへの配慮に関する資料を作成し、取組の推進をお願いしてきておりますが、1人1台端末が整備されたこと等を踏まえ、新たな工夫例を取りまとめましたので、紹介します。

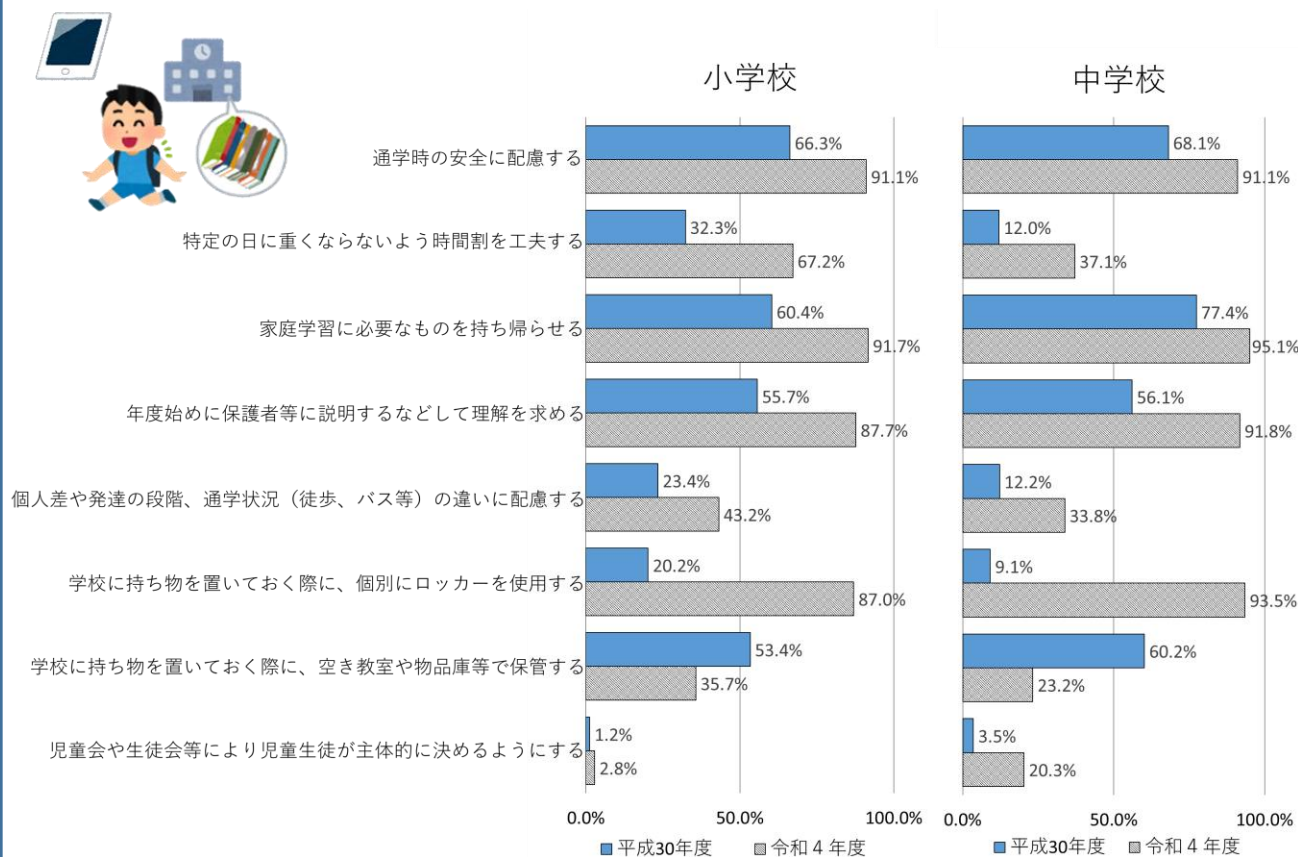
平常時から1人1台端末を持ち帰り、自宅等での学習に活用することは、家庭学習の質の向上や非常時における学びの継続を円滑に行う観点から、積極的な取組が期待されています。

一方で、端末を持ち帰る場合、その重さによる児童生徒の身体への負担も増えることから、発達の段階に応じて、引き続き、携行品の重さや量に配慮することも必要です。



道内の小・中学校における学習用具等の持ち運びへの配慮は、次のような状況です。

○ 学習用具等の持ち運びに関して配慮している内容（複数回答）



【事例①】教材の画像データを活用した家庭学習の実施

新得町立屈足中学校

● 概要

1人1台端末で撮影した教材の画像データを活用した学びに係る通知の内容を参考に、生徒が家庭学習に必要な教科書等の教材の画像データをICT端末に保存し、持ち帰る学習用具は必要なもののみとしている。

● 効果

家庭学習に必要な教材の該当ページをICT端末で撮影、保存することにより、教科書等の教材を学校に置いておくことが可能となり、かばんの重さ等による身体への負担軽減につながった。

● 留意点

- ・教科書等の画像データの活用に関する著作権の扱いについて、教職員で共通理解を図っている。
- ・学校全体でICT端末を活用した家庭学習の在り方などを共有し、どの学年でも共通した指導を行っている。

〔参考通知〕

令和4年11月29日付け教ICT第397号通知「1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて」



【家庭学習に必要な教材のページを撮影する様子】

【事例②】デジタル教科書等を活用した家庭学習の実施

洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校

● 概要

長期休業期間と毎週金曜日を「端末持ち帰り Day」として位置付け、持ち帰る学習用具は、ICT端末と家庭学習に必要なもののみとしている。

● 効果

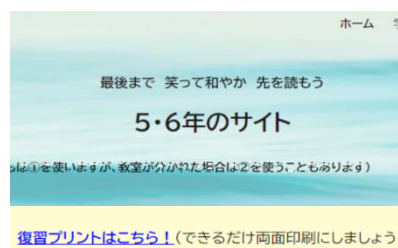
デジタル教科書等を活用した家庭学習に取り組むようにしたことにより、持ち帰る学習用具が少なくなり、かばんの重さ等による身体への負担軽減につながった。

● 留意点

- ・教師が授業後の板書を撮影し、クラウド上に保存するなどして、家庭学習の活用を促している。
- ・児童が長期休業期間中に取り組んだ学習課題や作成した作品等を撮影し、画像データをクラウド上で提出できるようにしている。



【授業後の板書を写真に撮る様子】



【学習課題等を掲載する学級のWebページ】

〔事例③〕 ICT 端末を持ち帰る日に学校に置いておく学習用具を明確化

滝川市立滝川第二小学校

● 概要

ICT 端末の日常的な活用に向けて、週 1 回程度 ICT 端末の持ち帰りの日を設定し、その際、学校に置いておく学習用具を明確に示し、保護者や児童に周知している。

● 効果

発達の段階を踏まえ、学校に置いておく学習用具を設定したことにより、保護者の理解と協力のもと、持ち帰る学習用具の徹底が図られ、かばんの重さ等による身体への負担軽減につながった。

● 留意点

- ・家庭における ICT 端末活用の留意点を示した保護者向け文書を配付し、共通理解を図っている。
- ・家庭学習は、国語での音読の録画や、社会での調べ学習等、ICT 端末を活用した内容とし、児童一人一人が自身の課題を踏まえ、意欲的に取り組めるようにしている。

〔保護者への周知内容(抜粋)〕

- ・週に 1 回程度、学年で計画的に ICT 端末の持ち帰りの日を設定します。
- ・ICT 端末の重量を考え、以下の教科については学校に置き、児童の持ち帰りの負担を軽減します。

※学校に置く教科：書写、図画工作、音楽、生活、道徳、家庭科、外国語、地図帳

【持ち帰りに係る保護者への周知文書】

〔事例④〕 持ち帰る学習用具を全町で統一

八雲町内全小学校

● 概要

町内の全ての小学校で、原則、日常的に家庭に持ち帰る学習用具は、ICT 端末と家庭学習で使用するもののみとすることとし、保護者や児童に周知している。

● 効果

町内の全ての小学校で、持ち帰るものを統一したことにより、保護者や地域住民等の理解と協力のもと、持ち帰る学習用具の徹底が図られ、かばんの重さ等による身体への負担軽減につながった。

● 留意点

- ・低学年では、家庭で取り組んでほしい学習内容を具体的に示し、ICT 端末のみの持ち帰りで取り組めるようにしている。
- ・高学年では、その日の授業内容と関連する課題や家庭で練習ができる運動等の動画を配信し、ICT 端末のみを持ち帰り、家庭学習に取り組めるようにしている。



【ICT 端末を活用して家庭学習に取り組む様子】

【事例⑤】 ICT 端末を持ち帰る日の時間割を工夫

羽幌町立羽幌小学校

● 概要

時間割を工夫して、ICT 端末を持ち帰る日は、持ち帰る補助教材の重さを考慮して時間割を編成している。

● 効果

補助教材を使用する教科の授業が同じ日に重ならないよう、時間割を工夫したことにより、持ち帰る学習用具が少なくなり、かばんの重さ等による身体への負担軽減につながった。

● 留意点

- ・年度始めに、保護者に対し、教科書、資料集、絵の具セット、楽器、辞書等、常時学校に置いてよいものを周知している。
- ・学校に置いておく学習用具を保管する個人ボックスや、ICT 端末の持ち帰り用のケースを用意するなど、破損や紛失防止等の配慮を行っている。

	22日(月)	23日(火)	24日(水)
行事	○普通日課	○普通日課	○水曜日課 ○委員会
持ち物	○リコーダー ○色えんぴつ ○なわとび	○習字セット ※筆・すみ	※カテスタ ○体育ぼうし ○運動くつ
朝スタ	あり	あり	なし
1	算数	国語	算数
	分数のわり算	川とノリオ	テスト
2	理科	算数	国語
	生き物と食べ物・ 空気・水	分数のわり算	川とノリオ

【補助教材が同じ日に重ならないよう工夫した時間割】



【端末の持ち帰り用のケース】

【事例⑥】 家庭学習に必要な学習用具のみを持ち帰る工夫

網走市立網走小学校

● 概要

ICT 端末は原則毎日持ち帰ることとして、持ち帰る学習用具は ICT 端末と家庭学習に必要なもののみとしている。

● 効果

家庭学習に必要な学習用具のみを持ち帰ることについて、学校全体で統一したことにより、保護者等の理解と協力のもと、持ち帰る学習用具の徹底が図られ、かばんの重さ等による身体への負担軽減につながった。

● 留意点

- ・年度始めに、持ち帰る学習用具を発達の段階ごとに示した保護者向け文書を配付し、共通理解を図っている。
- ・学校では学習用具を個人のロッカーで保管するとともに、持ち物の記名を徹底している。

〔保護者への周知内容(抜粋)〕

○全学年対象

【学校保管】

全教科の教科書、ノート

※自分の机の中や、教室内の棚、ファイルボックス等に保管します。

【毎日持ち帰るもの】

クロームブック、国語・算数のドリル、宿題に関係するもの、家庭学習で使うもの

【持ち帰りに係る保護者への周知文書】